

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される、犬・猫はマイクロチップが装着され、環境省のデータベースへ登録されます。

マイクロチップで
迷子ゼロへ



◎クリーンセンター管理課
☎055-933-0711

マイクロチップって何？

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形で15桁の識別番号が内蔵されています。専用の注射器で、獣医師等が装着します。表面に副作用がない材質が使用され、正しく施術すればペットの体に負担はありません。



なぜマイクロチップが必要なの？

散歩中に驚いて逃げてしまったり、災害時等、どんなに気をつけていてもペットと離れ離れになってしまうことがあります。そんな時、マイクロチップを装着していれば、登録されている情報を基に、速やかに飼い主を見つけることができます。

新しく犬や猫を飼う場合

6月1日以降に、ブリーダーやペットショップ等で購入した犬・猫にはマイクロチップが既に装着されています。飼い始めて30日以内に、所有者情報をお店等から飼い主自身の情報に変更する「変更登録」が必要となります。

既に犬や猫を飼っている場合等

既にペットを飼っている人やマイクロチップを装着していない犬・猫を知人や動物保護団体等から譲り受けた場合には、マイクロチップの装着は努力義務となります。迷子にならないよう、できるだけ装着を検討して下さい。

※必要となる手続きや方法等の詳細は、環境省自然環境局ホームページをご覧ください。
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>



土地の埋立て・盛土等についてのお知らせ

土砂災害の発生を防止し、皆さんの安全・安心で良好な暮らしを確保するため、7月1日から「静岡県盛土等の規制に関する条例」が新たに施行されます。

土地をお持ちの皆さんへ

盛土等を行う事業者から「土地や田畑を整地する」等の話をもちかけられ、土地の利用について承諾や同意をしたことで、次のようなトラブルが発生しています。

「少量しか土砂を入れない」と言っていたのに、予定より高く盛られてしまった。

盛られてしまった土砂を撤去するのに、お金を取られた。

違反盛土の原因や土砂災害発生等のトラブルに巻き込まれないようにするため、事業者に対して安易に土地の利用について承諾や同意をしないように注意して下さい。

事業者の皆さんへ

新たな条例の施行に伴い、埋立て・盛土等を行う際の手続きがこれまでと変わります。

<p>沼津市長の許可が必要</p> <p>【対象となる事業規模】 面積が500㎡以上1,000㎡未満（高さは1m以上）または土砂等の量が500㎡以上1,000㎡未満</p> <p>【対象となる場所】 市街化調整区域</p> <p>※詳細は、お問い合わせ下さい。 ◎まちづくり指導課 ☎055-934-4761</p>	<p>静岡県知事の許可が必要</p> <p>【対象となる事業規模】 面積が1,000㎡以上または土砂等の量が1,000㎡以上</p> <p>【対象となる場所】 市内全域</p> <p>※詳細は、県ホームページをご覧ください。 ◎県盛土対策課 ☎054-221-2137</p>
---	---

お問い合わせは
各電話番号へ

ごみの減量と再生利用のため、ごみの分別収集を行っています。ごみは分別して、決められた日の朝8時までに、地域が指定するごみ集積場に出して下さい。

ごみの分別に
ご協力下さい

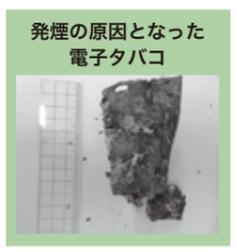
◎クリーンセンター管理課
☎055-933-0711

燃やすごみ (週2回)	プラスチック製容器包装 (週1回)	資源回収の日 (月1回)	埋め立てごみの日 (月1回)
<p>生ごみや使用後のティッシュペーパー、衛生処理が必要なものなど</p>	<p>プラスチック・ビニール製の容器や包装(「プラマーク」が目印)</p>	<p>缶、びん、金属、古紙、ペットボトル、乾電池・ライターなど</p>	<p>せともの、ガラス類、布団、木製品、プラスチック製品など</p>

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」と「ごみの分別・減量ガイドブック」
ごみの分け方や出し方、収集日などが簡単に確認できます。
詳細は、市ホームページをご覧ください。 [広報めまづ](#) [検索](#)

発火・発煙トラブルが多発しています。電子タバコは資源回収の日「乾電池・ライター」の回収容器へ！

昨年度は2件、そして4月にも、リサイクル処理施設において、本市が引き渡したプラスチック製容器包装から、電子タバコ等の危険な異物の混入が原因の発煙トラブルが発生しました。もしもの場合には、災害となる危険性があることを今一度ご理解の程お願いいたします。
×発火の恐れがあるもの(充電式電池、ライター、乾電池など)
×けがの恐れがあるもの(カミソリ、刃物など)
×医療系廃棄物(注射器や点滴用の針など)



暮らしに関する
お知らせ

お問い合わせは
各電話番号へ

「まちの識者」が生涯学習をお手伝い

美術、手芸、音楽、舞踊、遊び等の様々な分野の知識、技能を持つ「まちの識者」が、地域や学校のイベント、講習会等で皆さんの学習をお手伝いします。

- ◆「まちの識者」を活用したいときは
- 生涯学習課にご相談下さい。指導者を紹介します。
 - 指導者との打ち合わせは、申込団体の代表者が直接行って下さい。
 - 終了後に結果を報告して下さい。
- ※市内の5人以上の団体・グループが対象です。
※政治、宗教、営利を目的とした活動を行う団体・グループへの紹介はできません。
※教材費、交通費等の経費が必要な場合があります。

◆「まちの識者」になろう

「まちの識者」として活躍して頂ける人を募集しています。自薦、他薦は問いませんのでお気軽にご連絡下さい。

対象 市内に住むか、通勤している人
※月謝や講師料を得ることを目的に登録はできません。
◎◎生涯学習課 ☎055-934-4870

非行の誘惑から青少年を守ろう

7・8月は「社会を明るくする運動」及び「青少年の非行・被害防止強調月間」です。市では、青少年の健やかな心身の発達を援助するため、啓蒙活動や教育相談活動等を行っています。

♣街頭キャンペーン

JR沼津・片浜・原駅前や中心市街地等で青少年の非行・被害防止等と呼びかけます。

とき 7月4日(月)、17時30分から
(サンウェルぬまづ前は16時30分から)

◎青少年教育センター ☎055-951-3440
◎社会福祉課 ☎055-934-4824

♣電話相談もご利用下さい

専任の相談員と一緒に考えていきます。相談は匿名で構いません。学校生活・人間関係・家族関係・進路・非行・不登校等、青少年に関することなら、どんなことでもお気軽にご利用下さい。

受付時間 平日、10時～19時

やまびこ電話
055-951-7330

